

郡山労働基準監督署発表  
令和8年6月19日(金)

【照会先】  
郡山労働基準監督署  
第一方面主任監督官 池田 剛  
○第三方面主任監督官 鈴木 慎悟  
(電話) 024(922)1370

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～有害業務に係る特別教育を実施していなかった疑い～

郡山労働基準監督署(署長 荒 徳彦)は、本日、株式会社高橋製作所<sup>たかはしせいさくしょ</sup>及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁郡山支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和7年11月27日、福島県本宮市のごみ処理施設において、派遣会社から派遣された労働者に焼却炉内部の清掃作業を行わせるに当たり、特別教育を行わなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) 株式会社高橋製作所

所在地：福島県いわき市内郷

事業内容：金属製品製造業

(2) 代表取締役 A

### 2 被疑条文

被疑者株式会社高橋製作所、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反

同法第 59 条第 3 項 (安全衛生教育)

労働安全衛生規則第 36 条第 34 号 (特別教育を必要とする業務)

同法第 119 条第 1 号 (罰則)

同法第 122 条 (両罰規定)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

同法第 45 条第 3 項 (労働安全衛生法の適用に関する特例等)

### 3 災害の概要

令和7年11月27日、福島県本宮市のごみ処理施設において、被疑者株式会社高橋

製作所が派遣会社から派遣された労働者 B に焼却炉内部の清掃作業を行わせていたところ、B がコンベアに足を巻き込まれるという災害が発生しました。

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、法令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、法令で定めるところにより、危険又は有害な業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと規定されていますが、被疑者 A は派遣会社から派遣された派遣労働者 B に対して、危険又は有害な業務である廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務で、法定の特別教育を必要とする業務であるにもかかわらず、法定の除外事由なく、特別教育を行わなかった疑いがあるものです。

#### 5 その他

関係法令条文等一覧については別紙のとおりです。

## 関係法令条文等一覧

### 労働安全衛生法

#### (安全衛生教育)

**第 59 条** 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

#### (罰則)

**第 119 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、…(中略)…第 59 条第 3 項…(中略)…の規定に違反した者

…(第 2 号以下省略)…

**第 122 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生規則

#### (特別教育を必要とする業務)

**第 36 条** 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

…(第 1 号から第 33 号まで省略)…

三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433

号)別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第90条第5号の4を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第36号に掲げる業務を除く。)

...(第35号以下省略)...

## 労働者派遣法

### (労働安全衛生法の適用に関する特例等)

**第45条** 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第3条第1項...(中略)、、、第59条第2項、...(中略)の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。...(後略)...

2 ... (第2項省略) ...

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第11条...(中略)、、、第59条第3項...(中略)第89条の2までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。...(後略)...

...(第4項以下省略)...